

平成 30 年度 第 3 回磐田市廃棄物減量化等推進審議会 会議録

【日 時】 平成 31 年 3 月 22 日（金）午前 10 時 00 分～

【会 場】 磐田市クリーンセンター 研修室

【出席者】 会 長 川島 あつ江
委 員 藤田 允 玉田 文江
稲垣 幸子 今泉 佳代
伊藤 慎弥 鈴木 正人
鎌田 俊巳 門奈 泰知
田中 秀次

順不同（10名出席）

（欠 席：宮地 浩、清野 英明、村上ナオキ）

【事務局】 ごみ対策課長、ごみ対策課長補佐、
ごみ対策課主幹、審議会担当職員 2 名

【会議概要】

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - ・平成 31 年度一般廃棄物処理実施計画(案)について
4. 報告
 - ・平成 30 年度の取り組みについて
 - ・旧クリーンセンターの解体工事について
5. 閉会

【意見・質疑の主な内容】

1. 開会

事務局 皆さんこんにちは。磐田市ごみ対策課長の寺田でございます。本日は年度末のお忙しい中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は本市のごみの減量施策の推進にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。ただいまより平成 30 年度第 3 回磐田市廃棄物減量化等推進審議会を開催させていただきます。

審議会の進行については、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 25 条第 1 項により、会長が議長となりますので、以後の議事の進行につきましては、川島会長よろしく申し上げます。

2. 会長挨拶

議長 それでは、次第に従いまして議事の進行をさせていただきます。まず、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 25 条第 2 項によりまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議が有効に成立していることをここでご報告申し上げます。それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。本日もご審議いただく案件ですが、お手元に配布してございます次第のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。始めに事務局から確認事項がございます。それでは、次第に従いまして、次第 3. 議事について事務局から説明をお願いします。

3. 議事

- ・平成 31 年度一般廃棄物処理実施計画(案)について
《事務局より一括して説明》

会長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご提案や質問がありましたらお願いいたします。

委員 以前配付したセブンイレブンの店舗でレジ袋の削減啓発プレートを確認したところ、キャンペーンの紙の下に隠れていました。「隠れているね。」と店員に伝えると、プレートを見える位置に置いてくれたのですが、店員さんにどれだけ理解していただいているのか疑問です。強制はできないとしても趣旨を理解してもらうことが必要だと思っています。

もう一点ですが、チラシに掲載されていた、大きな硬質プラスチックごみが、最終処分場の閉鎖で中間処理ができなくなるとのことでしたが、クリーンセンターへ自己搬入するという事でよろしいでしょうか。

事務局 一点目のプレートについて、今回はセブンイレブンの包括連携協定があり、セブンイレブン本部より直接配付していただいておりますが、委員のご指摘のように、店員さんの意識まではなかなか難しいと各店舗見させていただいた中で感じています。来年度、新たにコンビニエンスストアやドラッグストアへ配付する時に、考え方やお伝えしたいことを文書で送りたいと思います。また、実際に今置いていただいているセブンイレブンについても、改めて文書で、趣旨をご理解いただきたい旨を伝えたいと思います。もう一点、硬質プラスチックごみの処理方法についてですが、今まで埋立場に運搬していたのは、破砕機があるためで、一旦破砕機で破砕した状態でクリーンセンターへ持ち込んでいました。埋立場にある破砕機が利用できなくなるので、可燃ごみの袋に入らない場合は、自己搬入していただくという事でご案内しています。チラシ以外でも十分に市民の方に周知を図っていきたいと思います。

委員 植木を伐採したときに、紐でくくって収集券を貼って草木は集積所に出すことができますが、草木と同じように、硬質プラスチックごみも紐でくくって収集券を貼ったら集積所へ出すことができないのでしょうか。

事務局 草木についても規定の大きさがあります。今のところ、可燃ごみで収集券を貼って出せるものは、これまでどおり草木のみとなります。袋に入らないものとして衣装ケースが想定されますが、頻度的には多く出されることはないと思いますので、ある程度たまったら直接クリーンセンターへ持ってきていただくようご案内していきたく思っております。

委員 この計画の中に既にあるかもしれないですが、台風などの災害時のごみ出しで、大量にごみが出たときの処理方法は、どこかに記載されていますか。

事務局 計画の中では記載されていませんが、いわゆる災害ごみと呼ばれるごみにつきましては、市では、地域防災計画を策定しておりまして、その中に災害廃棄物の取り扱い方法についても示しています。大量に発生するものにつきましては、ごみ分別ガイドブックやホームページな

どにはご案内しています。実際に昨年台風のはきは、ごみ対策課、環境課、道路河川課などいろいろなところにお問合せいただいておりますが、もっとみなさんにわかりやすいようにガイドブックの改定もありますので、その中で丁寧にご案内していきたいと思ひます。

委員 どちらが主要部署なのかかわからないですが、ごみのガイドブックに災害対策ブックの何ページをご覧くださいというやうな記載があるとわかりやすいと思ひます。

事務局 市民の皆様にすでに配付している防災ファイルとの整合を図りながら、ガイドブックにも記載していきたいと思ひます。本来だとごみカレンダーに記載するのが一番身近でわかりやすいですが、スペースの都合で載せることができません。ガイドブックは、年度の終わりに発行を予定していますので、ガイドブックの掲載案につきましても、審議会で皆さまに確認していただきたいと思ひます。

委員 レジ袋削減啓発プレートについて、前回は意見シートに記入させていただきましたが、しっぺいの絵が大きくて何を伝えたいのかよくわかりません。「レジ袋削減」の文字を大きくすることが必要ではないでしょうか。

事務局 前回いただいたご意見をデザインに反映させながら、来年度できるだけ早いうちに作成し配付していきたいと思ひます。ご意見いただきありがとうございます。

委員 啓発DVDはどこで入手できますか。また、硬質プラスチックごみは特大の袋でも出すことができますか。

事務局 DVDの配付場所について、ごみ対策課で作成して保管していますので、希望する団体がいらっしゃいましたらご紹介いただければと思ひます。硬質プラスチックごみにつきましては、可燃ごみの特大で袋に入る大きさまでお出しいただけます。

委員 啓発DVDは貸し出しですか、それともいただけるのでしょうか。

事務局 ある程度数は作成しますので、差し上げております。

委員 啓発DVDはクリーンセンターでしかもらえませんか。

事務局 ご連絡いただければ、お近くの支所や環境課など一番近いところでお寄りいただける場所でお渡しできるように準備したいと思ひます。

委員	啓発 DVD の紹介や周知は広報などでされていますか。
事務局	現在ホームページやアプリで配付の案内はしています。イベント出展時にも DVD を持参しご紹介しています。
委員	昨今はホームページに出ています、アプリで見てくださいとなりますが、パソコンなどを見ない方がまだまだたくさんいらっしゃいますので、様々な方面で啓発していただきたいと思います。また、イベントに行かなくてもごみ出しは日常的なものですので、皆さまのところに全戸配布される広報のようなものが一番効果的ではないかと思います。
事務局	できるだけ皆さまの目に触れるようなものでご案内していきたいと思います。
委員	指定袋に入らない硬質プラスチックごみについてですが、すべての人が車を持っているわけではないため、自己搬入が困難な方がいます。その人たちがごみを出す手段としては、許可を持っている業者に頼むという思考になると思います。しかし、この計画の意図していることは、家庭系ごみについては、許可業者は携わらないということに読めます。実際もそうだと思うのですが、自己搬入が出来ない人がいるということに重ね合わせて考えたときに、許可業者が事業系一般廃棄物だけにこだわっているという位置付けはいかがなものかと思います。例えば災害廃棄物でも大量に出た時に、許可業者であればクリーンセンターに持ってくることができ、解体前の残置物についても片づける手段として、許可業者にお願いすることも適正処理には必要であると思います。制度的にどのようにお考えでしょうか。
事務局	硬質プラスチックごみの大きなものの処理については、自己搬入をご案内しています。ご自身で運べない方のために、粗大ごみの戸別収集制度を設けていますので、利用していただくことで対応しています。粗大ごみの戸別収集制度は、直営で回収を行っており、年間 1,500 件以上のご利用があります。硬質プラスチックごみに限らず、ベッドや家庭で使っていたテーブルなどの粗大ごみは、1 点 206 円で回収をさせてもらっています。また、事業系一般廃棄物の許可の考え方ですが、搬入施設側の課題等もございますので、許可の範囲をすぐに見直すのは難しいですが、許可の考え方を検討していかなければならないことは承知しております。災害ごみについては、環境省で示しているルールづくりがありますので、地域防災計画との整合をとりながら考えて

いきたいと思います。

委員 1,500 というのは、手数料ですか。

事務局 1,500 というのは年間の申込件数です。粗大ごみ戸別収集制度の基本料が1,020円、個数の限定はしておりませんので、2トンのトラックで載る範囲であれば、ベッドや机などごみ1点206円で回収しています。また、基本料の減免制度もあり、基本料金の1,020円につきましては、70歳以上の方のみの世帯または障害があるの方のみの世帯の事情に応じて、基本料の免除制度はございます。災害時対応で利用される場合は、基本料だけで1点ずつの金額は減免していくという方法で対応しております。

委員 その制度自体を知らず申し訳ありませんでした。制度の周知等はされていきますか。

事務局 毎年、家庭ごみの収集カレンダーにも粗大ごみの戸別収集の制度としてご案内しております。非常に好評です。

委員 集積所での回収の時は無料で、家具等を自分で持ち込むとお金が取られることについて不満があります。

事務局 なかには、同じように思われてお問合せいただくこともあります。現在家庭ごみの収集は、一定の範囲内で排出していただく量を決めて回収を行っています。そのため、それ以上の量のごみをその日の内に処理したい方については、直接施設にお持込みいただき、手数料をいただいているという考え方です。お問い合わせいただいた時にも同様のご案内をさせていただいております。

委員 今回ごみ減量・リサイクルのスローガンが決定されたということで、チラシには掲載されていましたが、今後何かに使われる予定はございますか。

事務局 標語の募集は毎年行う予定はなく、今後2～3年紙媒体などで啓発させていただく予定です。来年度の家庭ごみ収集カレンダーへも掲載してあります。

議長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

《意見・質問なし》

4. 報告

- ・平成30年度の取り組みについて
- ・旧クリーンセンターの解体工事について
《事務局より一括して説明》

会 長	ただいまの説明につきまして、ご意見や質問がありましたらお願いします。
委 員	昔、粗大ごみの中から使えるものを取り出して、消費者協会などで市民にわけていたことがありました。それに似たものを徳島県の上勝町で行われているのをテレビで見ました。磐田市でも使えるような粗大ごみを、リユースしているものはありますか。
事務局	以前、リサイクル品という形でバザーのように出していました。なぜその制度がなくなってしまったのか想定すると、廃棄物として出したものは、処分して欲しいと思っている排出者がいるため、あらかじめその方から誰かに使って欲しいと承諾を得ていれば、浜松の清掃センターのようにタンスなどを展示し、値段をつけて欲しい方に売却することもできると思います。処分をして欲しいという意思表示をされているものと、なかなかその中から一部を除いて承諾なしで譲り渡すということは難しいのかなと思います。前回のごみの分別ガイドブックを作るときに、できるだけ再利用していただきたいという想いがあり、ガイドブックにはリサイクルショップと古着屋の広告を掲載しました。違うルートでごみを出していただけるような案内を市民の方にし、できるだけ活用できるものは長く活用していただくように、皆さまにご案内していきたいと思っています。
委 員	譲ります、譲ってくださいのコーナーも昔はありましたが、現在は行っていませんか。
事務局	商工観光課で行っていたリサイクルバンクマガモは、ガイドブックにも広告が掲載されています。制度はまだ残っておりますので、ご案内していきたいと思っています。
議 長	これで審議を終了させていただきます。

5. 閉会

会 長 以上で、本日の議案審議はすべて終了いたしました。本日は熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

事務局 本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。啓発プレートのように、担当は配った段階で啓発は終わってしまうという錯覚に陥りますが、その先が大事で、職員から見えにくいなどのご意見をいただいております。今日いただいたご意見をもう一度分析して、今後活かしていきたいと思っております。以上を持ちまして、本日の会議を終了します。ありがとうございました。